

官民競争入札等監理委員会

第 68 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

## 第 68 回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 22 年 11 月 22 日（月） 15:00～16:07  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

### 1. 実施要項（案）について

- (1) 農林水産省本省庁舎等の施設管理・運營業務
- (2) 中央合同庁舎第 2 号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運營業務
- (3) 中央合同庁舎第 5 号館の管理・運營業務
- (4) 外務省庁舎等施設管理業務
- (5) 経済産業省特許庁庁舎の管理・運營業務
- (6) 湯島地方合同庁舎の管理運營業務
- (7) 東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務
- (8) 東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務
- (9) 診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業
- (10) 自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務
- (11) 自動車検査独立行政法人中央実習センター施設等管理・運營業務
- (12) 駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務
- (13) 発注者支援業務（積算技術業務）
- (14) 発注者支援業務（工事監督支援業務）
- (15) 発注者支援業務（技術審査業務）
- (16) 発注者支援業務（用地補償総合技術業務）
- (17) 公物管理補助業務（河川巡視支援業務）
- (18) 公物管理補助業務（河川許認可審査支援業務）
- (19) 公物管理補助業務（ダム管理支援業務）
- (20) 公物管理補助業務（堰・排水機場等管理支援業務）
- (21) 公物管理補助業務（道路巡回業務）
- (22) 公物管理補助業務（道路許認可審査・適正化指導業務）

### 2. 行政刷新会議「公共サービス改革分科会」について（報告）

### 3. 国立病院機構の医業未収金支払案内等業務について【非公開】

< 出席者 >

( 委員 )

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、樫谷委員、小林委員、前原委員、吉野委員、渡邊委員

( 事務局 )

館事務局長、和田参事官、後藤参事官、山西参事官、栗田参事官、廣瀬企画官

○落合委員長 それでは、早速、第 68 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日の議題は、お手元にあります議事次第のとおりであります。

まず、最初は、実施要項（案）の審議ということではありますが、これは、いずれもこれまで入札監理小委員会で審議していただいていたものということですので、樫谷主査の方から議事次第の 1～12 までにつきまして、御報告をお願いいたします。

○樫谷委員 入札監理小委員会の樫谷でございます。資料 1－1 に従いまして説明したいと思います。

これは、①～⑧にありますように、農水省本庁舎の施設管理・運營業務、中央合同庁舎 2 号館、これは総務省の関連です。それから、5 号館は厚生労働省。それから、外務省の庁舎と経産省特許庁の庁舎、それから湯島地方合同庁舎、東京国税局が管理する庁舎における施設管理、それから東京港湾合同庁舎、これらの施設管理業務でございますが、一括して御説明したいと思います。

平成 23 年度から落札者における事業を実施するというところでございますけれども、これにつきまして、入札監理小委員会で議論いたしました。

まず、サービスの質、要求水準でございますけれども、従来の実施方法のうち、民間事業者から改善提案を求める部分と必ず実施する部分の区別が明確でないということで、提案に係る民間事業者の負担とか、リスクが大きくなるのではないかとというようなことでございますが、論点について対応といたしましては、従来の実施方法について、法令に反しない限り、改善提案を行うことができるということを実施要項に明記していただきました。

また、改善提案を行う際には、民間事業者は企画書提出前に発注者に質問することができるように、発注者は企画書の作成に支障を来さないように速やかに回答するということも明記をしていただきました。

2. でございますが、落札者決定に当たっての評価でございます。論点といたしましては、質の維持とか向上に関する提案を評価する加算項目について、重複のないように整理するとともに、コスト削減に関する記載がないところもありましたので、論点といたしましては、その加算項目を設定すべきではないかということでございます。

対応といたしましては、質の維持・向上に関する提案を評価する加算項目については、評価者が適切に評価できるように類似項目を整理していただいたということであります。

このほか、環境への配慮など、発注者が期待する提案を評価する項目も設定していただきました。

また、コスト削減に関する提案を適切に評価するために、施設管理、警備、清掃等の業務ごとにコスト削減に関する提案を評価する加算項目を設定していただきましたということでございます。

3. の検査・監督体制でございますが、設備管理、警備、清掃等の管理・運営に係る業務の包括化に伴って、発注者の監督職員が複数設置されております。発注者側の窓口でこ

ございますが、複数設置されていますけれども、民間事業者の対応窓口を明確にしないと、どこに民間事業者としては報告をしていいかわからないということもありますので、対応といたしましては、これを明記していただきましたということでございます。監督職員ごとの対応業務を明記するというをさせていただいたということでもあります。

それから、4. はパブリックコメントで出された意見への対応でございますが、論点としては、非常に管理・運營業務については関心が高く、上位2件の実施要項（案）では100件以上、平均すると、1実施要項（案）当たり50件もの質問・意見が寄せられました。この意見を踏まえた実施要項（案）の検討、意見に対する適切な回答がされているかどうかということについて議論いたしました。

対応につきましては、ここに書いてあるとおりでございますが、長期的視野に立った設備の点検修繕業計画やフレキシブルな警備体制など、業務全般にわたるサービス水準の向上に関する提案等が可能となるように新たに追加した「総括管理業務」というのがございますけれども、これにつきましては、人事配置とか業務内容等について多くの質問、意見が寄せられました。これらの意見を踏まえまして、対応が可能な範囲で総括管理業務の内容等を明確にするなど、実施要項（案）を修正いたしました。

それから、資格、実績を重視するのではなくて、民間事業者の提案を期待しているということとか、当該業務にかかる費用の予定価格への算入など、民間事業者の質問に対して丁寧な回答を作成いただいております。

あるいは省エネに関する提案というか、環境に配慮した取組とか緊急時の対策に関する提案などにつきましては、民間事業者のノウハウを生かした提案の可能性が意見等として寄せられまして、これらの提案につきましては、落札者決定に当たって、加算項目の審査において適切に評価するというので、回答書を作成していただきました。

それから、秘密の保持でございます。特に中央合同庁舎2号館、総務省の第2庁舎の中の特に2号館のところには警察庁が入っておりますので、その秘密の保持は特に大事だろうということで、民間事業者に求める秘密の保持に係る措置の内容を明確にすることが必要ではないかということでありましたが、その対応といたしましては、秘密の保持に係る具体的な内容につきましては、本契約の締結を別途、機密保持契約を締結する。これに基づいて必要な措置を講じるということをお願いしていただいたということでございます。

それから、入札の対象範囲、これは東京国税局が管理する庁舎でございますが、当初、この東京国税局が管理する庁舎1都3県83税務署などがございますけれども、1つにまとめて入札を実施予定でありましたけれども、公正な競争の下で、良質かつ低廉な公共サービスを実現する観点から、1つにまとめてしまうことについて、地域の問題もありますので、問題がないのかということもございますけれども、結果的に東京国税局の方としては、施設の所在地とか業務などを考慮して、施設を5つの区分にして入札の対象ということで、1つではなくて5つに区分したと、これも単純に5つに割っているのではなくて、施設の所在とか業務等を考慮した上で分けていただいたということもございます。

資料 2-1 の診療放射線技師の国家試験など、ほかの 5 試験の事業でございます。

まず、1、ディスインセンティブの選定についてでありますけれども、3 つほどの論点がありました。

この 5 つの試験を適正、確実かつ公正に実施する観点から設定したディスインセンティブにおける重度と軽度、つまり試験が全く実施できなかったとか、少し障害が出たとかいう、同じ問題であっても重度なものと軽度なものがあるだろうということで、それについて、しっかりディスインセンティブとの関係で明確に整理すべきということとか、あるいは重度の不備が生じた場合の契約の解除につきまして、あるいは請負報酬の支払いの記載の中ではなくて、別に項目立てして、その契約解除の規定の中で整理すべきではないかとか、違約金の支払いが生じる場合について整理をすべきではないかというような論点でございましたが、対応といたしましては、民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験問題の漏えいとか、あるいは正味の試験時間の大幅な確保漏れあるいは重度の不備が生じ試験の有効性に影響を及ぼしたと認められる場合には、当該試験の当日の試験場の運営に係る契約金相当額の支払いを行わない。これは重度として行わないとして整理していただいたと。

それから、試験答案用紙の回収漏れとか、受験票の誤発送など、重度の不備には該当しない場合についても、不備が生じた業務に係る契約金相当額の 5 % を減額する仕組みを整理していただいたということでございます。

次のページに行きまして、契約解除に関する規定でございますが、これは実施要項の 23 ページの中の⑪と⑫の記載の中で整理をしていただきまして、更に契約を解除した場合の取扱いとして民間事業者は請負事業を厚生労働省に引き継ぐための処理について責任を持って対処しなければいけない旨を新たに規定していただいたということであります。

それから、契約解除の規定に基づいて、契約を解除した場合の違約金でございますけれども、民間事業者は違約金を支払うこととなる旨を明示していただいたということでございます。

それから、従来の実施状況に関する情報の開示についてでありますけれども、従来の実施方法の業務フローについて「市場化テスト」の対象となる業務をわかりやすく表示すべきではないかということでございますけれども、これについても対象である業務と対象でない業務を明確にいただいたということでございます。見やすい業務フローをしていただいたということであります。

以上でございます。

それから、3-1 の自動車検査用機械器具及び保守管理業務と中央実習センターの施設等管理・運営業務ということで、これは車検独法のものであります。

これにつきまして、入札単位とか契約期間について論点といたしましては、こういう保守管理業務については、21 年度から「市場化テスト」を開始した継続案件でありますけれども、前回、入札のときには、一者応札による不落随契となっております。

今回は、関東管内 23 事務所の一括発注、契約期間 5 年を予定しているけれども、また、民間事業者の参入障壁となり得ないか。見直す必要はないかという観点で議論をいただきました。

対応といたしましては、入札単位とか、契約期間につきまして、入札参加が見込まれる業界団体等に改めて情報提供した上で確認を行ったところ、直ちに参入の障害とはならないという回答を得ました。

実施要項（案）につきましては、現行の規定どおりとするけれども、今後、事業の実施状況を見ながら、次回の入札時に、改めて検討するという事にいたしました。

2. は、落札者を決定するための評価基準等の設定でありますけれども、これについては、保守管理業務のうち、実施方法についての提案の項目について、民間事業者の提案を適切に評価する内容とすべきではないかということをございまして、対応といたしましては、下に書いてございますとおり、業務の利便性の向上を図る提案と、経費の削減を図る提案とを評価できるように内容を見直していただいたということをございます。

次のページでございますが、中央実習センター施設等の管理・運營業務でございますけれども、その落札者決定の評価表のうち、必須項目及び加点項目の考え方を整理するべきではないかと、内容を見直すべきだということをございますけれども、また、コスト削減の観点を加点項目に追加すべきということをございますけれども、これにつきましては、民間事業者に最低行ってもらふべきものを必須項目として整理していただきました。創意工夫によるものについては加点項目として、その中にコスト削減等の提案についても追加していただいたということをございます。

3. でございますけれども、従来の実施状況に関する情報の開示でございますが、従来の実施経費についてでございますけれども、平成 21 年度から「市場化テスト」を開始している経費と、20 年度までの経費について比較対照できるように記載を見直すべきだとか、経費の増減等について、わかりやすくその要因を記載するという事なんですけれども、これにつきましても、できるだけわかりように比較対照できるように見直していただいたということと、その費用の増減要因について、注記をしていただいたということをございます。例えば食堂の給食業務の食材価格高騰等による経費の増加などの理由を記載していただいたということをございます。

資料 4-1 でございます。駐留軍等労働者労務管理機構の情報システムの運用管理業務でございます。

これは、独立行政法人の駐留軍等労働者労務管理機構の情報システムでございますけれども、その管理運營業務でございますが、これについては、まず、平成 22 年度の実施状況の適切な反映ということをございまして、平成 22 年度の単年度契約により事業を実施しているけれども、この実施状況を踏まえて、2 年以上の複数年契約をしているかどうかということをございますけれども、この結果、入札の経緯とか、これまでの業務の実施状況に問題が発生していないということをございますので、23 年 4 月から、このシステムの更新

時期であります、26年12月までの3年9月というようにしていただいたということでございます。

もう一つの論点といたしましては、達成すべき公共サービスの質の評価について、適切な見直しがされているかどうかということでございますが、ヘルプデスクというのがあるんですけれども、その満足度について、これまでのアンケート項目の得点の平均点による評価には必ずしも合理性が認められないと、つまり、単純に平均点ではなくて、個々の項目について評価すべきではないかということでございまして、項目ごとの評価に変更していただいたということでございます。

そのほかは、複数年度契約化したことによる適切な見直しがされているかどうかということでございますが、例えば契約額の1割としていた違約金額につきまして、部分解除した場合は、部分解除相当額の1割とか、複数契約に基づく民間事業者の過大な負担を軽減したということでございます。

また、提出書類のうちモニタリングに必要な提出書類と変更が生じた都度提出すればよいという書類を区分するなどの提出書類についての修正をしていただいたということでございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、小林副主査、お願いいたします。

○小林委員 それでは、資料の5-1に基づきまして、発注者支援業務、発注者支援業務等、公物管理補助業務について報告させていただきます。

国土交通省、内閣府の道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等につきましては、公共サービス改革基本方針別表におきまして、23年度から1年以内または1年を超える期間を契約期間として民間競争入札を実施することとされております。これに基づきまして、審議を行いました。

論点の1つ目でございますけれども、業務量、入札単位、契約期間についてでございますが、予算編成のスケジュール等との関係上、現段階では、個別の業務量、入札単位、契約期間を確定することができないという問題がございました。これらの項目が、したがって実施要項に明記されていないということでありますので、監理委員会での審議をどのように行うのかということ審議いたしました。

対応といたしましては、予算編成のスケジュール上の都合でございますので、現段階での記載が困難であるといいたしましても、これらは非常に重要な実施要項における要素でありますので、入札公告時に明らかにするというようにした上で、その内容を監理委員会に報告するというを義務づけるということと、その旨を実施要項にも明記するというを条件として審議を了解することといたしました。

2点目でございますが、事業評価等の進め方についてであります。

論点といたしましては、単年度契約と複数年度契約の業務が混在するということです。それから、所管の公益法人の一者応札による受注が多く、競争性の確保が大きな課題にな



っているということですので、今後の事業評価等の進め方を明確にしておくことが必要であるということで、その点について審議いたしました。

対応につきましては、単年度契約で実施する業務については、平成 23 年 6 月ごろの基本方針改定、平成 23 年 11 月ごろの実施要項審議の段階で、業務の実施状況の調査等を行うことが困難であるため、契約終了後の平成 24 年 3 月末の実施状況を踏まえて行うとすることですが、競争性の確保が大きな課題となっている案件でありますので、入札実施後、速やかに入札の実施結果を監理委員会に報告するということを求めるということにいたしました。また、その旨を実施要項に明記するという対応にいただきました。

3 点目でございますが、入札官署について、公物管理補助業務についてでございます。

この公物管理補助業務につきましては、河川巡視支援業務、河川許認可支援業務、道路巡回業務、道路許認可審査・適正化指導業務がございますが、それらにつきまして、公共サービス改革基本方針別表に示された入札対象官署のうち対象から除かれている官署があるということで、その取扱いをどうするかということについて審議いたしました。

対応といたしましては、入札対象官署が、基本方針の別表と異なるということにつきましては、各地方整備局等で行われている業務の現状等に即して、平成 23 年度の発注予定を精査した結果であるということでありますので、その点を、基本方針別表との相違を明確にするために、実施要項においても対象公共サービスの詳細な内容の部分に明記していただくということにいただきました。

4 点目でございます。これは、公物管理補助業務についてでございますが、達成目標についてであります。

河川許認可審査支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務につきましては、達成目標として、行政手続法上の標準処理期間に関する視点を盛り込む必要があるということについて審議をいたしました。

この行政手続法上の標準処理期間以内に審査することによって、公共サービスの適正性を確保するということでありますので、業務ごとの標準処理期間の目安を記載することと、標準処理期間内に事業者が処分を行えるように、管理技術者から調査職員への審査終了の報告を行うということを明記していただきました。

5 点目は情報開示、これはすべての業務について共通でございますが、従来の実施状況に関する情報の開示内容が必要かつ十分な内容になっているかということについて精査いたしました。

対応といたしましては、民間事業者によりわかりやすい内容となるように、従来の実施に要した経費及び人員の変動要因、災害等緊急対応による業務量の変動等について記載を追加していただきました。

6 点目は、共通の意見募集の結果でございますけれども、意見募集の結果を踏まえて、必要な検討がされているかということをチェックいたしまして、契約内容の変更に関して、どのような場合に契約の変更が生じるのかということ、より具体的に記載するなど、必

要な検討及び修正を行うところでございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま御報告がありました22件につきまして、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存がないようですので、公共サービス改革法14条5項に基づいて、本委員会に付議された実施要項(案)につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。

続きまして、2番目の議題、これは報告事項になりますが、行政刷新会議、公共サービス改革分科会について、事務局の方から御報告をお願いします。

○館事務局長 それでは、資料6の行政刷新会議、公共サービス改革分科会の議事要旨に基づきまして、簡単に御報告させていただきます。

本分科会につきましては、官民競争入札等監理委員会からも落合委員長、それから榎谷委員、それから今日は御欠席でございますが、小幡委員にも御出席いただいております。

この会合は、11月4日に開かれまして、第1回の会合でございます。検討課題は、1ページ目にありますように、全体の進め方を第1回目でございますので、御議論いただきました。

それから、調達に関する改革、地域における公共サービス改革についての論点、それから調達に関する個別の検討課題としまして、随意契約、一者応札、それから共同調達の問題について御議論いただきました。

あとは、議事要旨でございますけれども、まず、第1の本分科会の検討事項につきましては、次の2ページ目にまとめておりますような論点が各委員から提示されております。

まず、本分科会では政治主導の下、省庁の縦割りを超えた形で議論すべき。

公共サービス改革は、国・地方の共通の課題であり、しっかりと取り上げていくことが重要。

それから、現行の公会計制度は明治時代からの法令を手直しして使ってきたが、現場実務との不整合や制度の硬直性は深刻である。実態を見極め、会計法等の本格見直し作業を行うべき。

国はコスト意識が欠落。調達の専門人材を養成すべきである。適切な人事評価、インセンティブの付与など、公会計制度のインフラを含む議論が必要だという御議論がございました。

それから、公共サービスに関する競争の促進、質の維持向上を図る上で、担い手となる民間を育成する仕組みづくりが重要。

公共サービスの民間委託・契約に当たり、どのように質を実現するためどのような能力が必要か、言語化されていないような点も含めて問題である。これらの設計を官だけでなく、民間提案の仕組みを導入してやるべきである。

それから、国の議論は地方公共団体の取組みにとって大きな刺激となる。

地方公共団体の事業の4分の3程度はアウトソーシングが可能なものであって、多くの地域では自治体が最大の企業、雇用者という意味だと思いたすが、事業規模ということでございますが、住民全体が効率的な業務執行と良質なサービス提供に参加することが理想。本分科会がこれらの点について議論し、地域の参考として発信できればよい。

地域では、公共サービスの効率性だけではなく、地域経済を成り立たせる観点も重要。公契約条例により雇用や賃金に配慮する取組みもあるということです。

それから、公共性と効率性は相反するものではなく、公共的だから非効率でよいという考え方は排除すべき。

公共サービスは社会資本として組み合わせられている例が多いが、国民にとって必要なことは機能であり、施設ではない。1つの施設で多数の機能を担えるようにする。

バリュー・フォー・マネーを向上させるためには、役割分担を細分化し、官でなければならぬ部分を絞り込むこと、包括化によるスケールメリットやシナジー効果を発揮させやすくする方法が有効であるというような御議論がなされました。

これらの指摘につきましては、分科会の検討内容に反映することとされました。

それから、個別課題に移りまして、随意契約・一者応札、それから共同調達について委員からそれぞれ御発言がございました。

高いものを買わされているという現実に、まず、しっかりアプローチして、競争性を高める解決策について考える必要がある。その上で、競争条件の設定や質の評価基準等について整理するということ。

一般競争入札自体を自己目的化すべきではない。財・サービスの内容によっては、随意契約となる理由を開示した上で、落札事業者と価格交渉を行うなどの措置を取るべき。地元企業の育成・協働等の要請にも応え得る柔軟な設計が必要。契約手法のメニュー化と情報開示、説明責任が時代の流れである。

一般競争入札であれ随意契約であれ、発注者側が財・サービスの質と価格を精査できる実力を付けていくことが重要。

共同調達は、既に先例があり効果が確認されているのに、なぜ各省庁で進まないのか。小出しでは国民は腑に落ちない。全府省に拡大すべきという御議論。

そして、これらの御議論を踏まえまして、平野分科会長からの御提案として、分科会として随意契約見直し計画を改訂し、随契削減目標の引下げ及び一者応札への対応を含めた各府省の取組みを促す仕組みの導入を盛り込む。

来年度から、原則としてすべての府省が共同調達に参加するとともに、地方支分部局でも共同調達を実施し、また、対象品目も共同調達に馴染むすべての消耗品・サービスへ拡大することについて提言することとされました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何か御意見、御

質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の公開審議はこれまでということになりますので、傍聴の方々は御退席をお願いいたします。

(傍聴者退室)